

論点と議論の方向性（案）

第11回子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会（令和2年8月28日）の資料3を改編

資料3

ベビーシッターによるわいせつ事案等について、①発生予防、②ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の対応、③再発防止というフェーズに分けて、本専門委員会で検討する事項を以下のとおり整理。

【①発生予防】

○利用者への情報提供強化について

- ・事前面談(利用者とベビーシッター)
- ・マッチングサイトガイドラインの改正(事前面談(利用者とベビーシッター、サイトとベビーシッター)、レビューの正確な掲示など)

○研修について

- ・事業者の自社研修
- ・オンラインによる研修受講

【②ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の対応】

○ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の更なる対応について

- ・都道府県等による事業停止命令若しくは閉鎖命令の発令等の実効的な運用
- ・保育士登録の取消しに関する更なる拡充

○マッチングサイトガイドラインの改正(発生時の速やかな情報提供)

【③再発防止】(情報提供強化や研修は、①と共通)

○当該ベビーシッターに関する情報共有及び公開について

- ・個人のベビーシッターに対する事業停止命令若しくは閉鎖命令等に関する情報をデータベースに掲載すること
- ・当該情報の掲載期間
- ・当該情報の公開の範囲

○現行の事後届出制の在り方、欠格事由の是非や課題

前回は議論いただいた内容
(整理が必要な部分については、
次回以降ご議論いただく)